

# 学生サポート体制 (相談窓口) について

平成30(2018)年度 学生便覧  
「学生生活の手引き」より抜粋

# 学生生活の関連事項

## 学生への連絡

本学から学生への通知や連絡は、すべて掲示板に掲示します。掲示内容は、授業や試験に関するものの他に、授業料の納付、授業料免除や奨学金について、校内の活動や課外活動についてなどがあります。

掲示板に提示した事項については、すべての学生に周知・伝達されたものとして取り扱います。掲示を見なかったことを理由とした事後の異議の申し立ては受け付けませんので、掲示内容には充分注意してください。自身の学科学年の掲示板のみならず、掲示板全体を毎日一度は必ず見るようにしてください。

### 学生用情報システム「Active Academy」(アクティブアカデミー)

休講情報や学生への連絡は、学生用情報システム「Active Academy」でも提供します。インターネットからアクセス可能ですので、ブラウザ等に URL を登録しておくとう便利です。スマートフォンからも利用可能です(スマートフォン専用ページではありません)。



「Active Academy」ログイン画面イメージ

「Active Academy」の利用には、ユーザーID とパスワードが必要になります。ID とパスワードは、個人の責任で厳重に管理してください。もしパスワードを忘れてしまった場合には、事務室窓口(学務課)で、学生証を提示の上、再確認してください。

履修登録や就職活動支援も「Active Academy」を利用します。連絡事項や本学からのお知らせが、随時更新されていますので、活用してください。

ログインアドレス

[https://aaweb.shitoku.ac.jp/aa\\_web/](https://aaweb.shitoku.ac.jp/aa_web/)

## 学生相談

本学では、学生が大学生活を円滑に進められるよう、学生からの相談を受け、あるいは学生への指導や助言を行うために、オフィスアワー制度、担任制度、学務課、学生相談窓口を設置しています。

### オフィスアワー制度

本学ではオフィスアワー制度を実施しています。これは教員が、学生の自由な来室に対応するため、あらかじめ設定してある時間に、研究室に待機している制度で、研究室に待機している時間をオフィスアワーと呼びます。各教員のオフィスアワーは、週 120 分とし、その日時は「Active Academy」を利用してお知らせします。

学生は、直接質問したり説明を受けたりしたいと思う教員があれば、所属する専攻に限らず、オフィスアワー時間に研究室を訪問し、対話をすることができます。

## 担任制度

本学では、各学科の学年ごと（クラスごと）に担任を設けています。担任は、履修計画や学習内容、就職・進学、健康や日常的な心配事など、学業から学生生活に係る諸問題について相談に乗り、助言や指導も行います。さまざまな問題、悩みなどがある場合、まずは担任に相談してください。

## 学務課（事務室）

大学生活を円滑に進めていくために必要となる事務的な事柄全般について、事務室窓口にて取り扱います。学費や奨学金、各種証明書の発行、学内施設の利用手続き、通学に係ることなどに加え、落とし物や忘れ物の取り扱いなども行います。経済的な問題など、教育や進路に係ること以外の相談も受け付けます。

## 学生相談窓口

学生相談窓口は、学生生活を送るうえで生じた困ったことや悩みごとを相談できる場所です。学業、健康、進路、人付き合いのこと、各種のハラスメント、担任や事務室では話しにくいことなど、どんな相談でもかまいません。相談窓口の担当者が、お話を聞き一緒に考えていきます。相談内容についての秘密は厳守します。

## 学生相談窓口の利用方法

学生相談窓口は、完全予約制です。下記のいずれかの連絡方法で、相談したい日時をお知らせください（可能であれば、相談したい内容についても同時にお知らせください）。

### 連絡方法

- ・電話：080-6996-2304

電話の受付時間は、原則として、平日の10時から17時です。

時間内であっても電話に出られない場合があります。

- ・書面：相談受付箱に投函してください。書面の場合、当日の対応はできませんのでご注意ください。相談受付箱は、事務所前に設置してあります。

※相談日時や内容等について、学生用情報システム「Active Academy」の Personal Page 等を通じ学生相談窓口担当者から改めて連絡をする場合があります。

## 相談の流れ

まずは相談窓口担当者が、お話をお聞きします。相談場所には、原則として学生相談室を使用します。

相談内容と本人の要望に基づき、相談窓口担当者が、心理カウンセラーや専門の教職員の紹介、学校として必要な対策を行うなど、適切に対応します。必要に応じて、相談や対応を継続します。

## ハラスメント

ハラスメントとは、相手を不快にさせる発言や行動（言動）、「嫌がらせ」や「いじめ」のことをいいます。これは、相手の意に反する不適切な言動により、相手の人格を傷つけ、人権を侵害し、不利益を与える行為です。

自分が、「嫌がらせ」「いじめ」「差別」を受けていると感じたら、それはハラスメントの被害にあつて

いるといえます。その一方、自分では意図していなくても、自分の言動が相手を不快にさせ、相手が「嫌がらせ」「いじめ」「差別」を受けていると感じられれば、「ハラスメント」をしていることとなります。

どのように感じるか、考えるかは、個人によって違います。相手の尊厳や人格、人権を侵害する意図をもっていたかどうかは、ハラスメントであるか否かを判断する基準にはなりません。

大学におけるハラスメントについて、便宜的に、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの3つに分けて説明します。ハラスメントは、この3つに限定されるものではなく、その区別も明確ではありません。

### (1) セクシャル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な言動をいいます。性的な言動により、相手に不利益や損害を与えること、または個人の尊厳や人格あるいは人権を侵害することです。相手に対する性的な強要や嫌がらせのみならず、周囲に屈辱感や不快感を抱かせる性的な言動・行為が含まれます。相手と同じ場にいる際の言動に限らず、電話、手紙、メール、ネット上の書き込みなども含まれます。以下、具体例を示します。

- ・ 性的な発言や行動により、教育・研究・就業に適切な環境が損なわれる場合
  - 性的なうわさを立てる、流布する
  - 身体的な特徴(サイズなども含む)や容姿容貌に関する発言や質問
  - 相手に不快感を与える、交際、恋愛経験、性体験、結婚、出産、夫婦生活等についての発言や質問
  - 卑猥な言葉を発する・文字として示す、猥褻な画像などを表示する
  - 性的差別意識や固定的性役割観に基づく偏見による言動
    - 相手を蔑む用法での「男/女の子」「お坊ちゃん/お嬢さん」「おじさん/お婆さん」「じい/ばあ」等の呼び方をする、相手を「ちゃん」つけて呼ぶ
    - 「男/女のくせに・・・」「男/女らしくない」などの発言
  - 性別のみを理由とした役割の固定や差をつけた待遇・対応
  - いわゆる覗き見や盗撮行為を行うこと
  - 不必要な身体接触、過度に眺め回す・見つめる
  - 酒席などで隣に座ることやお酌などの強要、カラオケなどでのデュエットの強要
  - 教職員が特定の学生を合宿、旅行、コンパ、食事、酒席などに誘うこと
  - 相手の意向を考慮せず私的な電話・メール・手紙を繰り返し送ること
- ・ 性的な言動に対する相手の対応により、教育・研究・就業上の利益や不利益を与える場合
  - 教員が学生に対して、デート、交際、身体的接触などを求め、これに対する学生の対応により、単位の付与や成績評価への影響を示唆する、実際に単位や評価を変更すること。
  - ※単位成績評価上の優遇措置が、教員と学生の間的好意の感情や恋愛関係に基づく主張する場合でも、立場の違いにより生ずるセクシャル・ハラスメントにあたります。
  - 身体への不必要な接触やセクシャル・ハラスメントへの抗議をうけた相手に、教育・研究上、または業務上・就業上の不利益を与えること。

なお、正当な理由なく、他人の身体に当人の意に反し不必要に接触する行為、性的関係を強要する行為は、犯罪行為です。また、他者に対し、つきまとう等の行為やデート等交際を繰り返し求める等の行為により、その人に、身体の安全や平穏を損なう、あるいは自由が損なわれる不安を生じさせることは、

「ストーカー行為」として法的制裁の対象になる場合があります。

お互いに好意を持っている者の間でも、暴力(身体的・精神的)、心身に悪影響を与える言動、相手を不当に束縛する、相手の望まない性的行為を強要するなどの行為は、いわゆるドメスティック・バイオレンス(DV)と考えられます。

これら、いずれの行為も、許されるものではありません。このような行為とならないよう、常日頃から注意が必要です。

## (2) アカデミック・ハラスメント

大学の教育・研究における権力を利用した、理不尽・不当な行為や「嫌がらせ」「いじめ」などのことをいいます。不適切な言動や差別的待遇等により、精神的、身体的苦痛を与え、大学において、教育を受ける権利の侵害や学業の妨害、学業や研究意欲を害する(学生が被害者の場合)、教育や研究の妨害(教員が被害者の場合)、職務の妨害(職員が被害者の場合)等を生じさせる行為が相当します。以下、具体例を示します。

正当な理由なく授業を受けさせない・指導しない

学位や単位認定における不公平・不公正

専攻の変更を迫る、研究テーマを強制する、退学や休学を促す

就職活動において不利な扱いをする、進路に関する妨害や干渉

発表や論文作成を妨害する

レポートや論文を受理しない

私的な用事に使う、教育や研究上の必要と関係なく時間を拘束する・同行を要求する

不要な作業をさせる

研究機器を使わせない、研究費を取り上げる、研究成果を奪う

プライバシーを暴露する、誹謗中傷を行う

暴力的あるいは人格を傷つける言動、差別的、強圧的、威嚇的言動

## (3) パワー・ハラスメント

職務上の地位や権限、人間関係上の力関係などの優位性を利用した「嫌がらせ」「いじめ」などのことをいいます。これらは、個人の尊厳や人格あるいは人権を侵害する行為であり、精神的・身体的苦痛を与え、相手や周囲に不安を与える、あるいは学生生活や職場の環境を悪化させる行為です。職場の上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

暴言や罵声など言葉の暴力や身体的暴力を振るうこと

孤立させる、無視する、仕事を与えない

無理な仕事や仕事量押し付ける、理由もなく時間外労働をさせる

私的な用事に使う

行動の監視

脅迫、不当な叱責、八つ当たり

## ハラスメントを起こさないために

ハラスメントは深刻な人権侵害ですが、誰にでも起こす可能性があります。相手を、単なる性的な対

象として見ること、自分に従うべき対象と見ること、そして、力関係で支配しようとしたり、精神的に圧迫したり、身体的に傷つけたりするようなことは、絶対にしてはいけません。

自分が意図していない場合でも、相手からハラスメントだと受け取られることも生じます。特にセクシャル・ハラスメントでは、相手がそれを「望まない/不快な性的言動だ」と受け取れば、ハラスメントになります。性別や年齢、社会的・文化的・宗教的な背景の違い、生育環境や現在の生活状況、性的嗜好性などの違いによっても、ハラスメントだと受け取られるかどうか異なります。

もし相手が「嫌だ」「不快だ」という意思表示をした場合は、相手の意思を尊重し、誠実に対応することが必要です。決して自分勝手な解釈をしてはいけません。

自分がハラスメントの行為者にならないためには、人は互いに対等であることを常に意識し、相手の人格を尊重し、相手の立場を考えて行動することです。これは、社会生活を送る上で必須の態度であり、社会生活のための基本的なルールといえます。

### ハラスメントに遭ったら

相手の言動を不当・不快だと感じたら、相手が目上の人や先輩であっても、できるだけ明確に、「自分は望んでいない」こと「自分にとって不快である」ことを伝えることが望まれますが、実際には難しいことの方が多いものです。自分一人で対応が難しいときには、周囲の人に助けを求めることも重要です。

ハラスメントにあったときは一人で悩まず、直ちに誰かに相談するか、相談窓口ご連絡してください。ハラスメントを受けたと感じたときは、その日時、場所、内容、周囲の状況など、できるだけ詳しく記録しておいてください。証言を頼めるような人がその場にいた時には、事実の確認と必要な場合に証言を してもらえよう依頼しておくとういでしょう。

ハラスメントを受けた人は、自分が悪かったと考えがちです。自分にも落ち度があった、はっきりNOと言えなかった、といったことで、ハラスメントを受けた人が悪いと考えることは間違っています。悪いのは、ハラスメントを行った側です。

ハラスメントの被害を受けている人から相談を受けた場合は、話を聞くだけでなく、相談窓口への連絡を勧めると共に、聞いた内容を相談窓口にご連絡してください。誰かがハラスメントにしているのを見た場合も、同様に相談窓口にご連絡してください。

また、自分がハラスメントをしてしまった場合も相談してください。

## 通学

自転車・原動機付自転車(総排気量 50cc 以下のバイク・スクーター、第一種原動機付自転車)による通学については、届出制とします。自転車・原動機付自転車による通学を希望する学生は、事務室窓口に届出用紙がありますので、必要事項を記入し提出してください。

自動二輪車による通学については、本学から許可を得れば可能です。自動二輪車による通学を希望する学生は、事務室窓口まで願い出てください。

自転車・原動機付自転車については届出の提出の後、自動二輪車は許可の後、登録ステッカー(自転車・バイク・自動二輪車)を発行します。本学への通学に使用する自転車・原動機付自転車・自動二輪車には、後方から確認できる位置(後輪泥除け部)に、登録ステッカーを必ず貼り付けてください。

自転車・原動機付自転車・自動二輪車は、必ず所定の駐輪場に駐車し、必ず鍵をかけてください。駐輪場での盗難や損壊などの責任は一切負いません。登録ステッカーの貼付のない車両は撤去します。

なお、防犯登録をしていない自転車での通学は認めません。

自家用車での通学については、必要であると本学が認めた場合に可能としています。ただし本学の敷地内には学生用駐車場がありませんので、自家用車で通学する場合は、近隣の駐車場を学生個人が契約することを条件としています。本学周辺の駐車場については、取り扱い不動産業者を斡旋しています。

自家用車での通学を希望する学生は、まず事務室窓口に願い出てください。

## 不慮の災害等への対応について

### 不慮の災害による休講および休校

大雪や暴風雨等に関する気象情報が発表された場合や、地震等による災害の発生や発生の恐れがある場合など、自然災害の発生や発生の恐れがある場合、状況により休講とすることがあります。また、本学あるいは周辺の火災や建物の損壊、その他の事故等により、本学の学生に危険が及ぶ事態が生じた場合、もしくは危険が及ぶ恐れがある場合にも休講とします。

登校あるいは学内に留まることにより、学生に危険が及ぶ事態であると判断された場合は、休校とすることがあります。

### 交通機関の不通による休講

本学の最寄り駅である今井駅発着の鉄道各線（JR 信越本線、篠ノ井線、しなの鉄道）が、全面的に運休あるいは運休する恐れがある場合、休講等の措置を行うことがあります。

### 休講および休校の連絡

災害等により当日に休講を決定する場合、午前中の授業の休講については、午前 6 時頃、午後の授業の休講については、午前 10 時 30 分頃に発表します。翌日以降について、休講を決定した場合は、随時発表します。

発表は、学生用情報システム「Active Academy」への掲載により行います。学内にいる学生には、並行して放送等により周知します。連絡を急ぐ必要がある場合は、連絡先として登録されているメールアドレスへの一斉情報配信により連絡を行うことがあります。大規模災害の発生など緊急時には、直ちに休講あるいは休校とします。

## 学内にいる時

### 1) 火災

(1) 火災を発見した場合は、直ちに大声で周囲に呼びかけ火災の発生を伝え、自らまたは周囲の者と連携して、火災報知器を作動させ警報を発し、事務室へ連絡してください。また、消防署（119 番）への連絡も行ってください。

(2) 火災を発見した者は、可能であれば、消火器を用い、または消火栓から引いた消防ホースを用いて初期消火活動を行ってください。消火器、消火栓の設置場所については、日ごろから学内案内図を参照し実際に確認するようにしてください。

天井に火が届きそうになった場合や、煙が大量に発生した場合など、身の安全の確保に危険を感じた際には、直ちに消火活動を中止して安全な場所に避難してください。

(3) 非常放送により、建物内の学生や教職員に避難の指示を行います。学生は、避難の指示に従い、速やかに指示された避難場所に退避してください。避難後は現場のみならず室内にも戻らないでください。

学内の各所から屋外へ避難する経路について、学内案内図を参照し実際に確認しておいてください。

## 2) 大規模地震

(1) 講義室等にいる場合は、窓など割れそうなものや棚など倒れそうなものから速やかに離れ、落下物が避けられる場所で身体の安全を確保してください。机の下等に身体（特に頭部）を隠すことも有効である場合があります。廊下の通行中や講堂にいる場合は、窓から離れ、落下物に注意し、安全な場所に退避してください。火器類の消火や機器類の停止などは、揺れが収まり安全となってから行ってください。

(2) 屋外にいる場合は、倒壊や落下物の危険を避けるため、建築物や構造物から速やかに離れ、なるべく広い場所で揺れが収まるのを待ってください。

(3) 地震の揺れが収まったら、負傷者や要救援者の確認を行い、救援が必要な場合は大声で周囲に呼びかけ、事務室に連絡してください。周囲の安全を確かめながら、速やかに指示された避難場所へ避難してください。避難の際には、使用中だった機器類などは停止させコンセントを抜くなどの安全措置をとってください。火災が発生していた場合、火災の項を参照して行動してください。いずれの場合も、教職員がいる場合はその指示に従ってください。

### AED (Automated External Defibrillator : 自動体外式除細動器)

本学では、事務室と運動療法室に AED を設置しています。

AED は、痙攣によりポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対し、電気ショックを与え、正常な状態に戻すための医療機器です。蓋を開けることにより電源が入り、音声ガイドが使い方を順に指示します。音声ガイドに従って操作をすれば、誰でも簡単に使用することができます。

心肺停止となった者が出た場合、(1)直ちに大声で周囲に呼びかけ支援を求めてください。(2)周囲の人と連携し、消防署（119 番）へ救急出動を要請し、事務室に連絡してください。(3)事務室へ連絡すると共に AED を現場に運び、救急車が到着するまでの間に AED を使用して救命処置を行ってください。

## 健康診断

毎年 4 月に全学年を対象に健康診断を実施します。健康診断の結果、必要がある場合には個別に連絡・指導を行います。詳細については、実施前に別途連絡します。

臨床実習に参加する学生については、2 年次に、麻疹、風疹、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、HBs 抗体(B 型肝炎)、HCV 抗体(C 型肝炎)、以上 6 項目の感染症抗体検査を実施します。

検査費用は本学が負担しますが、検査結果が陰性であった場合、ワクチンの接種費用は自己負担となります。抗体検査の詳細は、実施前に連絡します。

## 健康管理、喫煙・飲酒

### 喫煙

未成年者の喫煙は、法律で禁止されています。学内外を問わず、20 歳未満の学生において喫煙が確認された場合は、厳重な処分の対象となります。

20 歳以上の者は、法的には喫煙が認められていますが、喫煙は、本人の健康への悪影響のみならず、周囲の非喫煙者に受動喫煙の被害をもたらすことが明白となっています。公共の施設では建物内の全面禁煙、医療機関においては敷地内を全面禁煙としている場所が増えています。

一度身についてしまった喫煙の嗜癖は、容易にはやめることができません。医療専門職を志す者として、



喫煙は避けるべきですし、喫煙の習慣は将来の勤務においても不利益を生むことを覚悟する必要があります。なお、本学では指定された喫煙場所を除き、全面禁煙としています。

### 飲酒

未成年者の飲酒は、法律で禁止されています。学内外を問わず、20歳未満の学生において飲酒が確認された場合は、厳重な処分の対象となります。同好会等の活動において、未成年者が飲酒しないよう、同席する上級生にも注意が必要です。

20歳以上であっても、多量の飲酒は健康に悪影響を及ぼします。急性アルコール中毒は、いわゆる「酒の強さ」と関係なく、多量の飲酒をすれば誰でも発症し、死亡する可能性があります。また、飲酒による過度の酩酊や意識消失時の嘔吐による窒息死や、過度の飲酒による事故も生じています。

飲酒の強要、短時間に多量の飲酒を行う「イッキ（飲み）」は、行ってはいけません。

飲酒運転は、法律で禁止されています。飲酒後は、自転車の運転も法律で禁止されています。飲酒運転の車に同乗することも違法です。

### 薬物

医療目的以外で医薬品を使用すること、医薬品でない薬物を不正に使用することを「薬物乱用」といいます。薬物の乱用により、脳の神経細胞が侵され、幻覚、妄想、錯乱などの精神障害が生じます。また、視神経の異常や眼底出血を引き起こし視力低下や失明を招き、肺、胃、肝臓、腎臓などの臓器に深刻な悪影響を及ぼします。1回の使用でも脳出血、心不全などで死に至ることがあります。

精神的・身体的な薬物への依存が生じ、一度でも使用すると自分ではやめることができなくなります。薬物をやめた後でも、少しのきっかけで精神障害が再び起きることがあります。薬物を乱用すると、その害は一生続きます。

覚醒剤、大麻、MDMA・MDA、コカイン、ヘロイン、あへん、向精神薬、有機溶剤（シンナー等）等は、法律でその取扱いが禁止又は制限されています。指定薬物は、所持、使用、購入、譲り受けなどが法律で禁止されています。

最近、「合法ドラッグ」「ハーブ」「お香」「アロマ」などと称して販売されている薬物（「危険ドラッグ」）の使用による事故や事件、重体に陥る健康被害や死亡に至ったケースが生じています。これらの薬物は、規制薬物以上の作用や毒性を有する 경우가多く大変危険です。絶対に使用してはいけません。これらの薬物も、所持、使用、購入、譲り受けなどが法律で禁止されています。絶対に関わらないよう、注意してください。

また、薬物乱用での検挙者は、大麻に関する者が最も多く、大麻取締法違反で検挙される者の半数近くが30歳未満であり、大学生が逮捕されたとの報道も少なくありません。大麻も禁止薬物であり、所持、使用、売買等の行為は犯罪です。大麻を乱用すると、記憶、学習能力、知覚の障害を生じ、乱用を続けると、何もやる気のない状態や、幻覚・妄想等が生じる大麻精神病等を引き起こします。絶対に関わってはいけません。

### アルバイト

学生が行うアルバイトについては、許可も届出も不要です。学業に支障がなく自身の生活上無理のない範囲にとどめ、社会の一員であることの自覚を持ち、自分にも相手にも不都合のないよう、責任を持って

行ってください。

なお本学では、学生に対するアルバイト等の紹介・斡旋は行っていません。アルバイトを探す場合には、学生としての立場や将来を考え、仕事を選択してください。法令に違反するような反社会的なアルバイトに従事しないことは当然ですが、有害あるいは危険なアルバイトは行わないようにしてください。

## 防犯・事故予防等

### 窃盗・強盗・性犯罪への対策

犯罪に巻き込まれるのは、住居の近くが多いといわれています。住宅地は、店舗などの明かりも少ないため、夜間の一人歩きは危険です。音楽を聴きながら、携帯で通話をしながら、スマートフォンを見ながらの歩行は、周囲の様子や背後から近づく人の気配がわかりにくく、犯罪者からは警戒心が薄く隙がある襲いやすい人物として狙われやすいので避けるべきです。

夜間に、危険を感じたら駆け込める近くのコンビニや 24 時間営業の店舗、交番などの場所を確認しておくことも有用です。コンビニやレンタルビデオ店では、犯人が観察していることが多いので、夜間立ち寄って帰宅する際には、後をつけている人がいないか警戒し、大きな音が出る防犯ブザー（犯人を驚かせたじろがせる効果があります）を手にして歩くなどの注意が必要です。

家に入る前後は、犯罪者に襲われる危険が高いといわれています。自宅のドアを開ける前には、周囲に不審な人物がいないか確認してください。家に入ったら、すぐにカギをかけるようにしてください。女性の一人暮らしの場合、ドアチェーンもすることが推奨されています。

オートロックになっていても注意が必要です。居住者がオートロックを開けて入った直後に不審者がマンション内に侵入することもあります。見知らぬ人がオートロックの周辺にいるのを見かけたら、ひとまず建物から離れて様子を見た方が良くとされています。また、オートロックの入り口以外からでも、塀や柵を乗り越えるなどして、侵入される場合もあります。どのような建物であっても、自宅への出入りには注意し、玄関のカギは常にかけておくようにしてください。

また、1 階ではないからと、窓のカギをかけないでいることも危険です。高層階ほど窓の戸締りがされず、侵入される事件が多いといわれています。外出時だけでなく、夜間就寝時も、窓から侵入されないよう、注意してください。

エレベーターでは不審者と乗り合わせないように注意してください。夜に帰宅して、一人で乗らなければならないときは特に注意をしてください。不審者が乗ってくるようであれば、すぐに降りてしまった方が良いでしょう。一緒に乗らず降りる階を観察していることもあります。自宅の環境を考慮し、十分に注意してください。

集合住宅の集合型の郵便受け（ポスト）には、部屋番号が記されているため、郵便物等がたまっていると不在であることがわかります。また、請求書類等の郵便物には各種個人情報満載されています。郵便受けには、必ずカギをかけ、毎日確認し郵便物を溜めておかないように気を付けてください。

### 悪徳・悪質商法

詐欺まがいの方法で物品の押し売りをする悪質な「商法」が存在していますので注意してください。

特に、一人暮らしを始めて間のない学生は狙われやすいので、注意が必要です。見知らぬ者が訪問してきた場合、室内に立ち入らせないことが重要です。「役所・消防署（の方から）から来ました」などと言って、部屋に上がり、点検料や工事代金を請求する、消火器や火災報知器などを売りつける、といった「商法」もあります。公的機関や電気・ガス・電話会社などが訪問してくる場合は、通常は事前に通知や確認がありますので、騙されないよう注意してください。不要なものは、明確に断ってください。長時間の勧

誘や、強引に室内に立ち入ろうとするのであれば、大声で助けを呼ぶことや、警察への通報などの 対処をしてください。

また、自宅外でも街頭でアンケートへの協力を求めるように見せかけ、執拗な勧誘により強引に契約を迫る「キャッチセールス」にも注意してください。

無料商品の配布で人を集め会場に閉じ込めて高額な商品売りつける、応募していないのに当選の通知をして連絡や呼び出しを行い高額商品の購入を迫る、販売員がネット上で知り合った異性のように装い勧誘する、といった悪質な「商法」もあります。

悪質な業者は、様々な手口を用いて巧妙に高額な商品売りつけようとします。普段の生活で、高額な商品の購入や、重要な契約をする場合、通常は事前に検討をしてから行うものです。それまで買うつもりがなかったものを突然購入することは、まずないはず。おかしいと思ったら、その場で結論を出さず、家族に相談したり調べたりしてください。強引な勧誘については、とにかくその場を離れる、大声で助けを求めるなどしてください。

短時間の業務あるいは内職で多額の報酬が受けられるかのような仕事の宣伝などもありますが、ほぼすべて詐欺まがいの悪質な商法であると考えてください。自分の購入した商品を友達に紹介すると(多額の)収入が得られるかのように勧誘する業者もありますが、これはいわゆるマルチ商法といわれる悪質な商法です。簡単に儲かる方法など、ありません。このような商法に関わると、自分が被害者になるだけでなく、違法行為に加担する恐れもありますので、十分に注意してください。

### 架空請求・不当請求

郵便、Eメール、電話などで、身に覚えのないインターネットサイトの利用料金を請求されるケースが増えていきます。これらの架空・不当請求では、契約先や契約内容の詳細が不明で、問い合わせないとわからないものが多いようです。これらの請求に対しては、支払いは一切行わず、無視してください。業者に自分の個人情報を教えることになりまますので記載されている連絡先に連絡してはいけません。

利用するつもりが無かった有料サイトの高額請求の被害も増えていきます。アクセス(表示)しただけで「登録」「入会」という表示が出た場合(契約申込の確認画面がなかった場合)には、法律上契約が成立しているとはいえませんので、請求は無視して構いません。不当請求があった場合、相手に連絡をして、こちらから名前や住所などの個人情報を絶対に教えないことが重要です。心当たりのないメールや電話には返信しないようにしてください。スマートフォンや携帯電話の場合、メールなどにあるリンク(URL)をクリックするだけで、電話番号や電話機の情報が知られてしまう場合があります。悪質なアプリではスマートフォンの個人情報が流出することがあります。不用意にリンク(URL)をクリックしたり、素性のわからないアプリをダウンロードしたりしないよう、注意してください。

最近では、督促手続・少額訴訟手続を悪用した架空請求も増えていきます。これらは、裁判所による正式な手続きを悪用した架空・不当請求で、無視をすると請求を認めることになってしまいます。督促手続に対しては「督促異議の申立て」の提出を、少額訴訟を含む訴訟においては「答弁書」の提出を行い、きちんと対応する必要があります。このような被害に遭わないようにするためにも、悪質な業者に個人情報を教えてしまわないよう、十分に注意する必要があります。

なお、裁判所からの正式な連絡は、「特別送達」という特別な郵便で送付されます。「特別送達」と記載された裁判所名入りの封書で送付され、郵便職員が本人に手渡しし「郵便送達報告書」に受け取った人の署名又は押印をするよう求められます。また、裁判所で付した「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」の「事

件番号」・「事件名」が記載されています。

「支払督促」や「少額訴訟の呼出状」は、普通郵便やはがきで送付されてくることはなく、郵便受けに投げ込まれることもありません。また、本当の「支払督促」に、金銭を振り込む口座が記載されることはなく、裁判所から「お金を振り込むように」という連絡が来ることもありません。以上のような場合は、偽の通知であると判断できます。偽の通知で、金銭の振込をしないように注意してください。また、偽の通知に記載されている連絡先は、悪質な業者か、その関係者であることが多いので、本当の裁判所からの連絡であるかどうか確認を取る際は、裁判所のホームページや電話帳で当該裁判所の所在地や連絡先を確認した上で行ってください。

もし被害に遭ったと感じた時は、クーリングオフ制度などの対応策がありますので、各担任や学務課（事務室）、学生相談窓口、あるいは下記の警察や消費生活センターに相談してください。長野県警のホームページ「悪質商法の被害にあわないために」も参考にしてください。

- ・長野県警本部「地域安全推進室」電話：026-233-9110(プッシュ回線からは#9110)
- ・近くの警察署・交番・駐在所
- ・長野県長野消費生活センター

所在地〒380-0936 長野市大字中御所字岡田 98-1 電話：(026)223-6777

### 「割のいいバイト」に注意

近年多数の被害が出ている、いわゆる特殊詐欺（振り込め詐欺、オレオレ詐欺など）の犯人として、学生が逮捕される事件が増えています。逮捕される学生は、特殊詐欺の首謀者ではなく、直接現金を受け取る役の「受け子」、振込先の口座などから現金を引き出す役の「出し子」、電話をかけて騙す役の「掛け子」などがほとんどです。

これらの詐欺行為は、「書類を受け取ってくるだけ」「お金を引き出してきてくれるだけ」「口座を作るだけ」で、「簡単にお金が稼げる」「割のいいバイト」として、SNS や友人・知人などを通じて勧誘されることが多いようです。本人に自覚がなかったとしても、これらの行為に加担することは犯罪（詐欺罪）です。また、一度これらの行為に加担すると、辞めようとしても、脅されて続けざるを得なくなることも少なくないと言われています。なお、銀行口座や携帯電話を売ることは、それ自体が犯罪になります。

「おいしい話」は絶対にありません。他人の人生も自分の人生も台無しにする犯罪行為へ加担してはいけません。

### 悪質な団体の勧誘

学生の中には、音楽やスポーツなどのサークル活動やボランティア活動、パーティーなどを装った勧誘に乗せられてしまい、次第にマインドコントロールされ、高額商品の契約や多額の献金を行い、友人等の勧誘に駆り立てられるなど、精神的、経済的、人間関係的に多大な被害を受ける者が出てしまいます。

このような勧誘を行う悪質な団体には、カルト的な宗教団体やグループ、自称霊能者や占い師、自己啓発などのセミナー、健康食品の販売や健康法の普及を行う業者や団体、霊感商法やマルチ商法などの悪質商法、犯罪集団や犯罪目的の個人など、様々なものがあります。

フレンドリーな態度で勧誘してきますが、その人物が自身の身分や立場を明確に言わない、集まっている人の素性を明かさない、具体的な活動内容が明らかでない（いい話が聞ける、素敵なパーティーなど）、といった不透明な活動への勧誘には乗らないように注意しましょう。怪しいと感じた場合には、断固として断り、決して同行しないようにしましょう。電話番号・メールアドレスや住所などの個人情報をお教えしないよう気を付けてください。

自分や友人が、これらの被害に遭ったと思われる場合は、速やかに各担任、学務課（事務室）、学生相談窓口に相談してください。